

たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（「たばこ規制枠組条約」：要点）

<2005年2月27日発効>

この条約は、世界保健機関（WHO）の下で作成された保健分野における初めての多数国間条約であり、たばこの消費等が健康に及ぼす悪影響から現在および将来の世代を保護することを目的とし、たばこに関する広告、包装上の表示等の規制とたばこの規制に関する国際協力について定めるものである。

<条約の主な内容>

- 職場等の公共の場所におけるたばこの煙にさらされることからの保護を定める効果的な措置をとる。
- たばこの包装及びラベルについて、消費者に誤解を与えるおそれのある形容的表示等を用いることによってたばこ製品の販売を促進しないことを確保し、主要な表示面の30%以上を健康警告表示に充てる。
- たばこの広告、販売促進及び後援（スポンサーシップ）を禁止しまたは制限する。
- たばこ製品の不法な取引をなくするため、包装に最終仕向地を示す効果的な表示を行うことを要求する。
- 未成年者に対するたばこの販売を禁止するための効果的な措置をとる。
- 条約の実施状況の検討及び条約の効果的な実施の促進に必要な決定等を行う締約国会議を設置する。締約国は、条約の実施について定期的な報告を締約国会議に提出する。



たばこ規制枠組条約第 8 条の履行のためのガイドライン（骨子）（2007 年 7 月第 2 回たばこ規制枠組条約締約国会議採択）

「たばこの煙にさらされることからの保護」（受動喫煙防止対策）については、たばこ規制枠組条約(FCTC)第 8 条において「各締約国が既存の国の権限の範囲内で実施する」こととされている。

2007 年 7 月第 2 回たばこ規制枠組条約締約国会議において、たばこ規制枠組条約第 8 条を適切に履行することを目的とした受動喫煙を防止するための有効な方法に関するガイドラインが採択された。そのガイドラインの骨子は、以下のとおりである。

- ①たばこの煙にさらされて安全というレベルはなく、受動喫煙による健康被害を完全に防止するためには、100%禁煙とすべき。換気、空気ろ過、指定喫煙区域の使用等では不十分である。
- ②すべての屋内の職場及び屋内の公共の場は禁煙とすべきである。
- ③人々をたばこの煙からさらされることから保護するための立法措置が必要である。また、自主規制による禁煙対策は不十分である。有効であるためには、法律は単純、明快でかつ強制力をもつべきである。

たばこ規制枠組条約

第 8 条 たばこの煙にさらされることからの保護

- 1 締約国は、たばこの煙にさらされることが死亡、疾病及び障害を引き起こすことが科学的証拠により明白に証明されていることを認識する。
- 2 締約国は、屋内の職場、公共の輸送機関、屋内の公共の場所及び適当な場合には他の公共の場所におけるたばこの煙にさらされることからの保護を定める効果的な立法上、執行上、行政上又は他の措置を国内法によって決定された既存の国の権限の範囲内で採択し及び実施し、並びに権限のある他の当局による当該措置の採択及び実施を積極的に促進する。



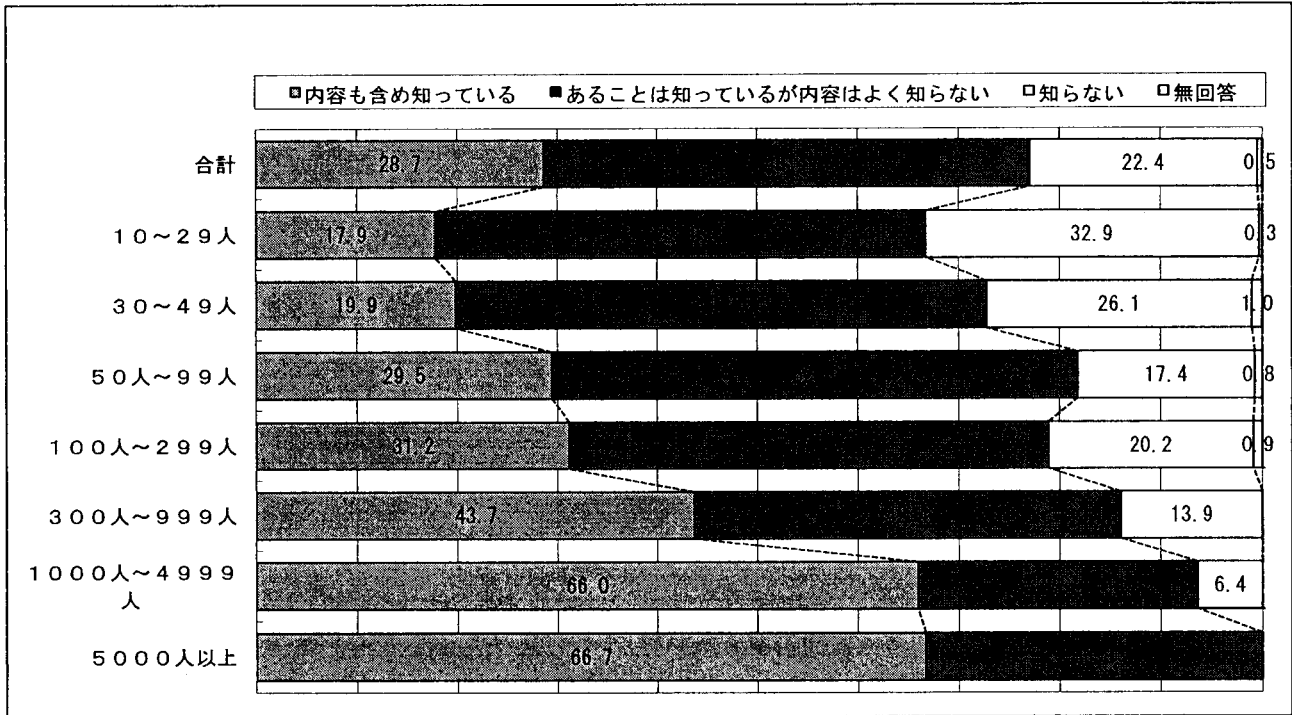
平成19年度厚生労働省委託事業

平成19年度  
「職場における喫煙対策の実施状況について」  
アンケート調査結果報告書

平成20年3月

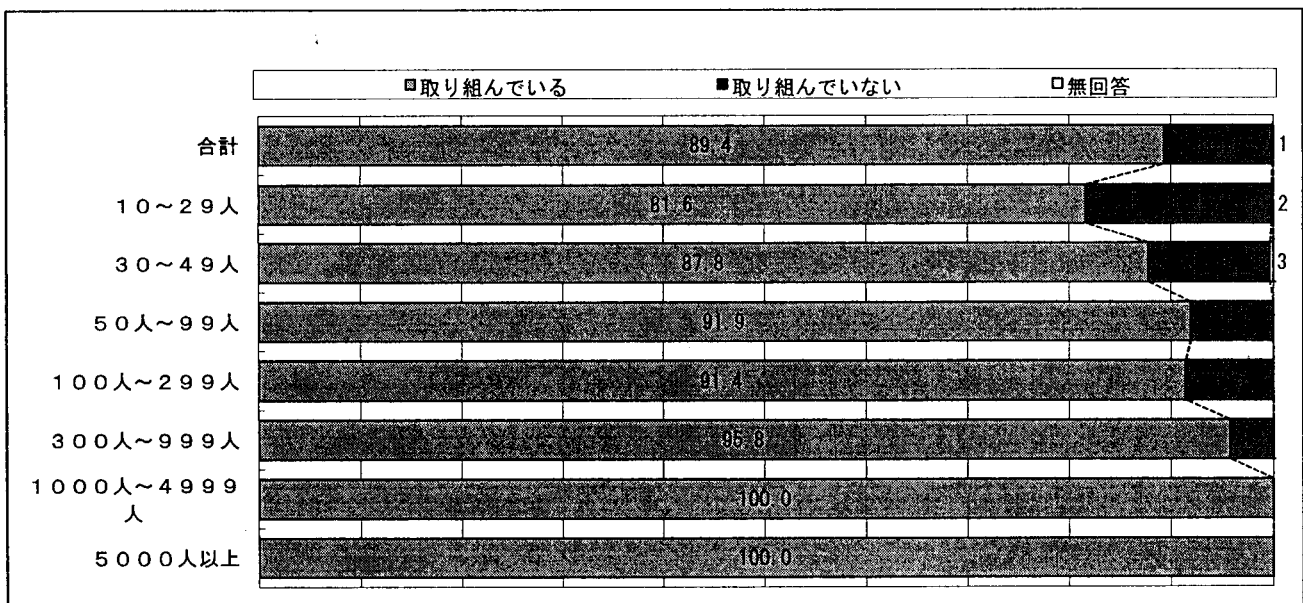
中央労働災害防止協会  
中央快適職場推進センター

問6. 「職場における喫煙対策のためのガイドライン」を知っていますか



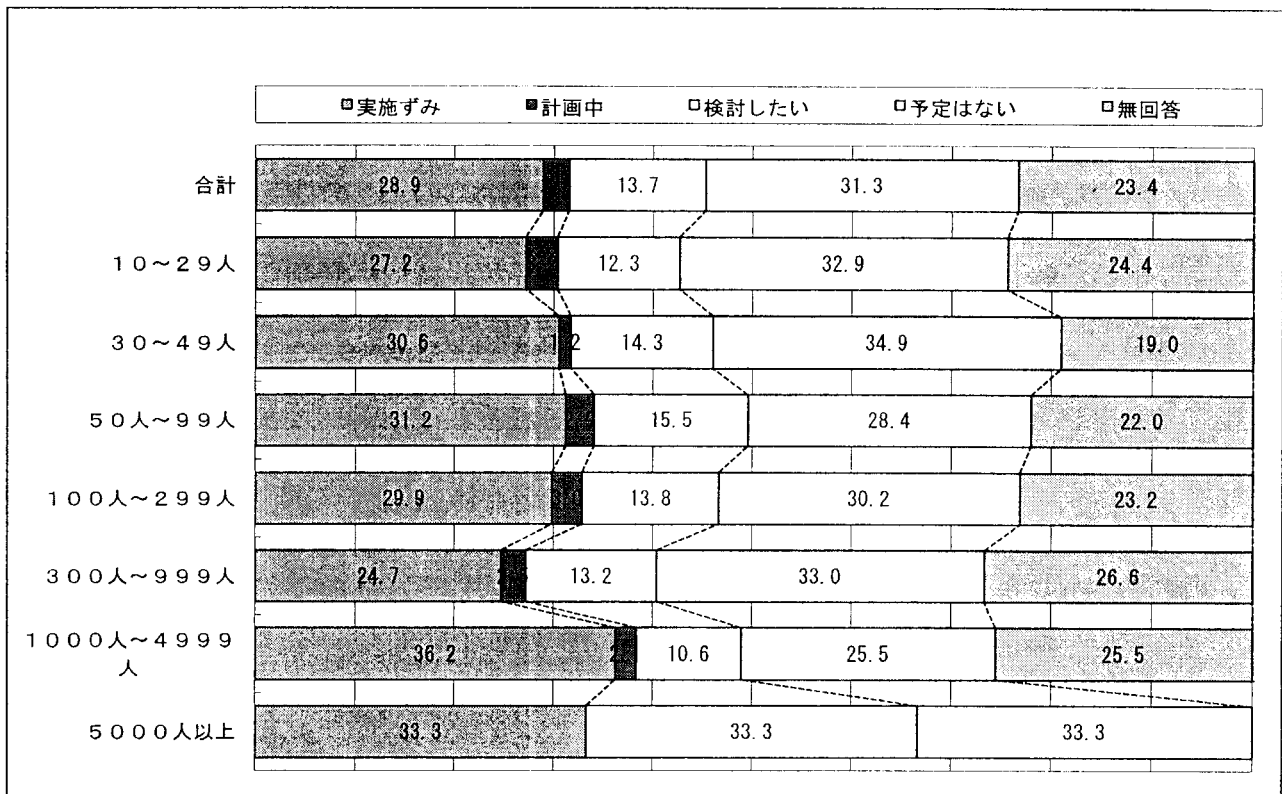
小規模事業場ほど、「職場における喫煙対策のためのガイドライン」について知らないと解答した事業場が多い傾向にあった。一方、衛生委員会の設置義務のない49人以下の従業員規模の事業場でも回答事業場の2割弱で「内容も含め知っている」と答えており、健康影響の回答と共に関心が深いことがうかがえる。

問7. 何らかの喫煙対策に取り組んでいますか

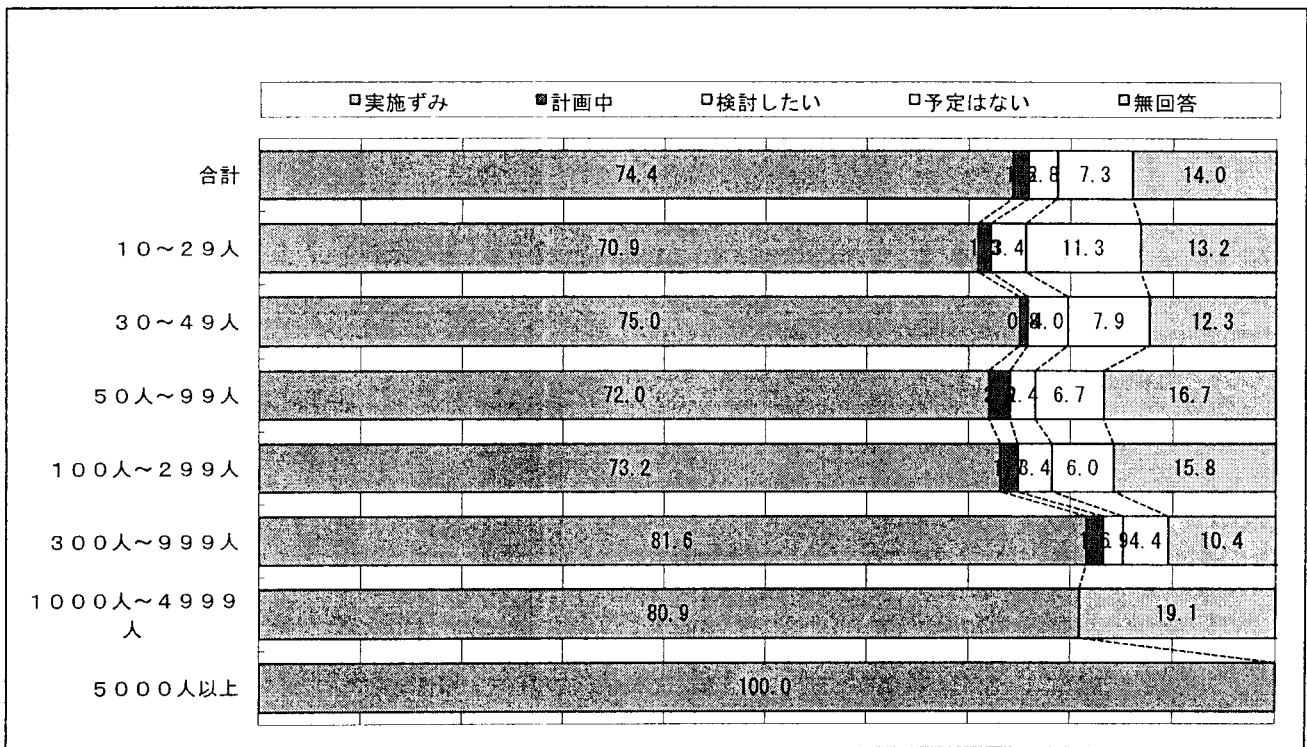


大規模事業場ほど何らかの喫煙対策に「取り組んでいる」と回答していた。一方、300人~999人規模の事業場でも4.2%の事業場が健康影響の知識を有しているにもかかわらず「取り組んでいない」と回答した。

問9-①-イ. 喫煙対策の実施状況: 建物内は全面禁煙

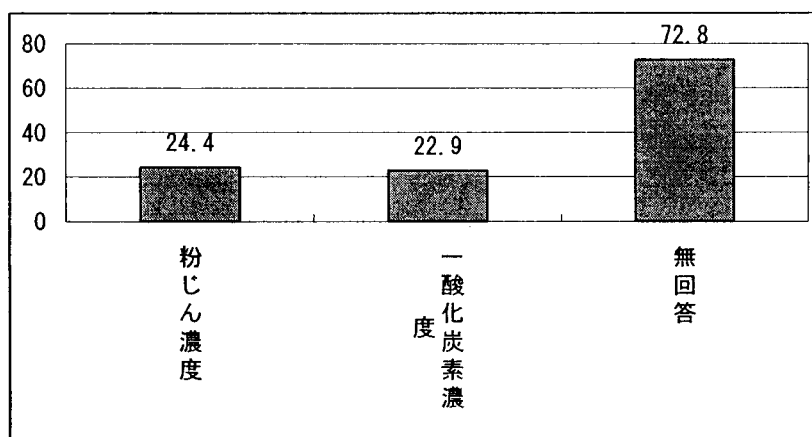


問9-①-エ. 喫煙対策の実施状況: 建物内に喫煙室又は喫煙コーナーを設置



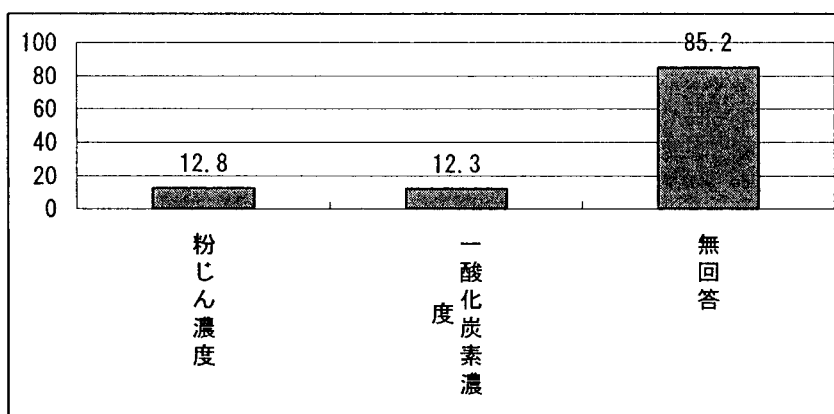
従業員数で小規模の事業場にあっても、このような空間分煙が推し進められていることが示されていた。

問12-②. 空気環境の測定項目:非喫煙場所(事務室を含む)



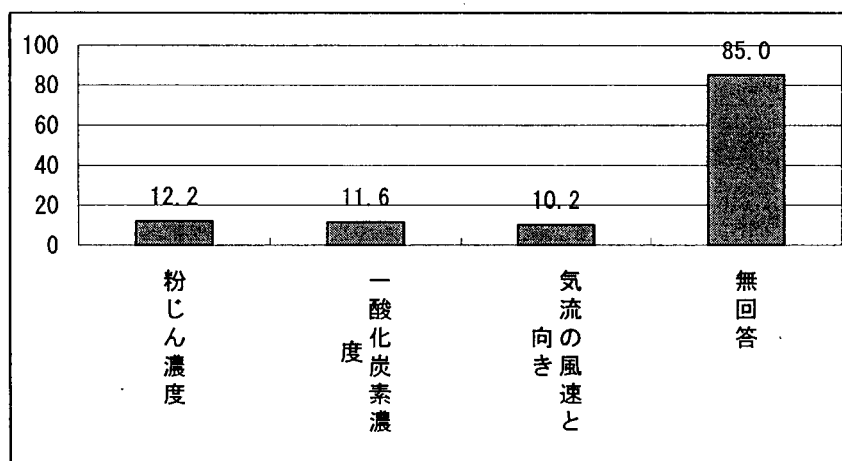
非喫煙場所での浮遊粉じん、一酸化炭素濃度の測定は、約1/4の事業場で実施している。

問12-②. 空気環境の測定項目:喫煙室等の内部



喫煙室内部の測定実施率は、約12%となっていた。非喫煙場所の測定とは実施率に差が大きい。

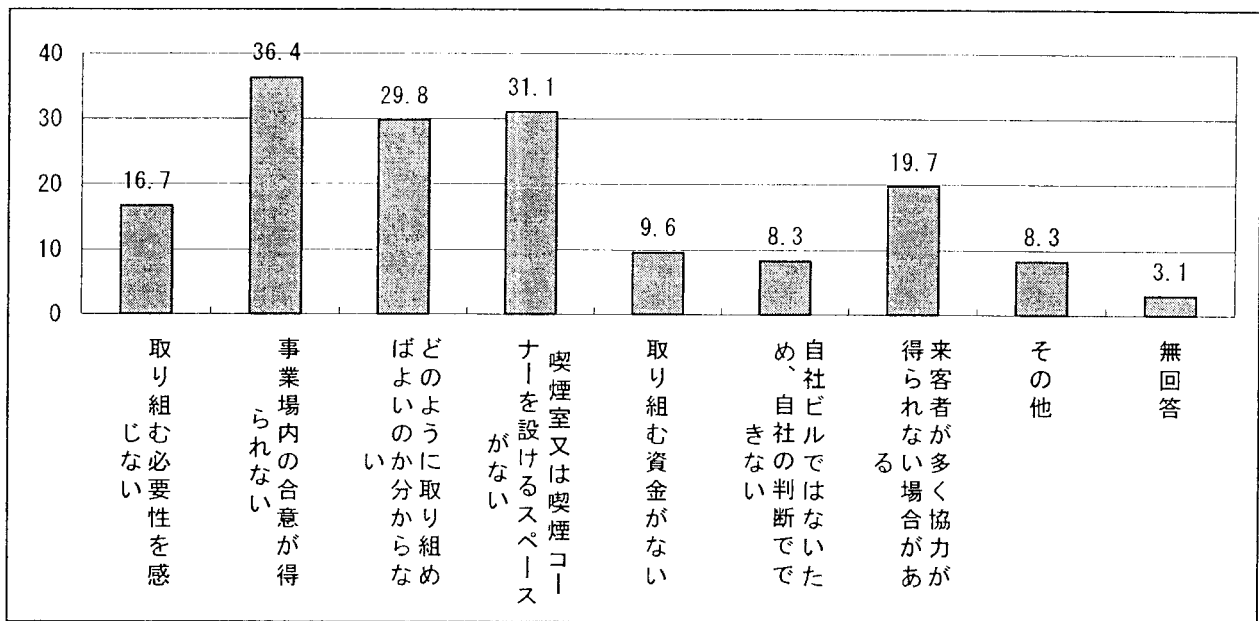
問12-②. 空気環境の測定項目:非喫煙場所と喫煙室の境界



非喫煙場所と喫煙室の境界での測定実施率は、10~12%程度であった。非喫煙場所の測定とは実施率に差が大きい。



問13-①. 喫煙対策に取り組んでいない理由



「(来客者も含め)喫煙者の協力(合意)」「スペース」「方法が分からない」が大きな問題になっている。

